

令和3年5月1日(土)から6月30日(水)までの県内事業所の休業等で
国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主のみなさまへ

香川県緊急雇用維持支援金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等について、
国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主に対し、
県独自の支援金を支給します。

申請受付期間

令和3年7月29日(木)から
9月30日(木)まで (当日消印有効)

申請受付方法

- 申請書類は、**特定記録郵便や簡易書留など、送達を確認できる方法で郵送**してください。
- 感染拡大防止の観点から、**香川県緊急雇用維持支援金事務局や県庁への持参による申請はできません。**

郵送前に
ご確認ください

- 差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- 送料は申請者の方がご負担ください。

申請書送付先

〒760-0029 高松市丸亀町11番地1 丸亀町ビル3階
香川県緊急雇用維持支援金事務局



申請書類の
入手方法

- 香川県のホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)の「キーワードから探す」で「香川県緊急雇用維持支援金」を検索して、必要書類をダウンロードしてください。

申請について

支給対象者

国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」(以下「国助成金」)の支給決定を受けた県内に所在する事業所の中小企業事業主

支給対象経費

判定基礎期間の初日が**令和3年5月1日(土)**から**6月30日(水)**までの県内に所在する事業所の休業手当等(教育訓練を含む)

支給額

国助成金の支給決定を受けた額の**18分の1の額**(ただし、教育訓練に関する加算額は除く)
※国助成金の助成率が10分の10の場合は対象外

支給割合のイメージ

休業手当等額

解雇等を行わない場合

国	県	企業
9/10(18/20)	1/20	1/20

上記以外の場合

国	県	企業
4/5(36/45)	2/45	7/45

支給限度額

1事業所あたり100万円が上限

《支援金の申請書類等は裏面をご覧ください。》

香川県緊急雇用維持支援金事務局

☎087-851-5301

【開設期間】令和3年7月29日(木)～9月30日(木)
9時～17時(期間中の土・日・祝日を除く平日)

香川県緊急雇用維持支援金

申請書類等

国助成金の支給決定通知書ごとに、下記のとおり申請書類を作成し、申請受付・問い合わせ先へ、郵送してください。

小規模事業主(従業員の数が概ね20人以下の事業所の事業主)用の様式を使用している場合は、中小企業事業主と添付する国助成金の書類が異なりますので、ご注意ください。

●県への申請期限は、令和3年9月30日(木)(消印有効)です。

●中小企業事業主(小規模事業主を除く)の場合

- (1) 県(原本)香川県緊急雇用維持支援金支給申請兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 県(原本)支援金額算定書(様式第1号別紙)
- (3) 国(写し)「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」支給決定通知書
- (4) 国(写し)「雇用調整助成金(休業等)」又は「緊急雇用安定助成金」支給申請書※
※労働局に提出した「支給申請書」の写しを添付してください。
- (5) 国(写し)雇用調整助成金助成額算定書
※労働局から「支給決定通知書」とあわせて送付された「助成額算定書」の写しを添付してください。

●小規模事業主(従業員の数が概ね20人以下の事業所の事業主)の場合

- (1) 県(原本)香川県緊急雇用維持支援金支給申請兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 県(原本)支援金額算定書(様式第1号別紙)
- (以下、「小規模事業主用」の書式)
- (3) 国(写し)「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」支給決定通知書
- (4) 国(写し)「雇用調整助成金(休業等)」又は「緊急雇用安定助成金」支給申請書※
※①労働局に提出した「支給申請書」の写し
②労働局から「支給決定通知書」とあわせて送付された「支給申請書」の写し(労働局作成分)
上記、①と②の2通を添付してください。

(小規模事業主で教育訓練がある場合)

- (5) 国(写し)雇用調整助成金助成額算定書
※労働局から「支給決定通知書」とあわせて送付された「助成額算定書」の写しを添付してください。

制度の詳細・様式のダウンロード

制度の詳細については、「香川県緊急雇用維持支援金支給要綱」をご覧ください。

要綱及び申請書は県ホームページ

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/koyo/topics/kinkyukoyoijsien.html>
からダウンロードできます。

申請受付・問い合わせ先

香川県緊急雇用維持支援金事務局 (開設時間: 平日9時~17時)

〒760-0029 香川県高松市丸亀町11番地1 丸亀町ビル3階

Tel: 087-851-5301 Fax: 087-823-6020